放送法施行規則の	1	部を改正する省令案	参旧案
----------	---	-----------	-----

○放送法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(傍線部分は改正部分)

	<u>原</u>
(放送の区分)	(放送の区分)
第一条の二 法第二条の二第二項第二号の総務省令で定める放送の区	第一条の二 法第二条の二第二項第二号の総務省令で定める放送の区
分は、別表第一号のとおりとする。	分は、別表第一号のとおりとする。
別表第一号 (第一条の二関係)	別表第一号(第一条の二関係)
一~月 (2)	一~月 (盤)
六 受託国内放送(移動受信用地上放送。 二百七・五メガヘルツから	六 受託国内放送(移動受信用地上放送。デジタル放送を行うものに
百二十二メガヘルツまでの周波数を使用してデジタル放送を行う	<u> </u>
<u> やらい最ん。)</u>	一般放送事業者が委託により行わせる放送
一般放送事業者が委託により行わせる放送	マルチメディア 校巡
マルチメディア枚送	
<u></u>	☆~≤
((() () () () () () () () ()	(灶) (盌)

	柳	田 紫	
別表第一号(第	5条関係)		
周波数の許容	偏差の表		
(略表)			
注1~20 (略)		
21 次に掲げ	る放送局の送信設	は備に使用する電	意波の周波数の許容偏
差は、この	表に規定する値に	こかかわらず、必	てのとおりとする。 た

21 次に掲げる放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(6)及び(7)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470MHz から770MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1W以下の送信設備については、別に指定する。

(1)~(5) (略)

(6) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第3章の 2第2節に規定する放送を行う放送局((7)イに規定するもの を除く。)

 $B \times 10^3 / N_{FFT} Hz$

Bはデジタル放送の標準方式第22条の12第1項に示す周波 数帯幅(単位MHz)、N_{FFT}は同令別表第十九号の十五別記に 示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ

(7) (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(略表)

注1~20 (略)

21 次に掲げる放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(6)及び(7)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470MHz から770MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1W以下の送信設備については、別に指定する。

厨

(1)~(5) (略)

(6) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第3章の 2第2節に規定する放送を行う放送局((7)イに規定するもの を除く。)

 $B \times 10^3 / N_{FFT} Hz$

B及びN_{FFI}は、デジタル放送の標準方式別表第十九号の十 五に示す使用する周波数帯幅及び同表別記に示す共通サブキ <u>ャリア総数とする。</u>以下この注において同じ。

(7) (略)

22~48 (略)

1

22~48 (略)

別表第二号(第6条関係)

設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかか わらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 デジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行 うもの

デジタル放送の標準方式第22条の12第1項の周波数帯幅

37条の27の11の3第2号関係)

(略表)

* 空中線電力が0.025×B/5.55Wを超え2.5×B/5.55W以下の無 | * 空中線電力が0.025×B/5.55Wを超え2.5×B/5.55W以下の無 線設備にあつては-(73.4+10log P)dB/10kHz、空中線電力が 0.025×B/5.55W以下の無線設備にあつては-57.4dB/10kHzとす る。

注 1 (略)

> 2 Bは、デジタル放送の標準方式第22条の12第1項の周波数帯 幅 (単位 MHz) とする。

3、4 (略)

別表第二号(第6条関係)

第55 X7W電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線 | 第55 X7W電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線 設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかか わらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 デジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行 うもの

デジタル放送の標準方式第22条の11第1項の周波数帯幅

別図第四号の八の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第一別図第四号の八の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第 37条の27の11の3第2号関係)

(略表)

線設備にあつては-(73.4+10log P)dB/10kHz、空中線電力が 0.025×B/5.55W以下の無線設備にあつては-57.4dB/10kHzとす る。

注 1 (略)

> 2 Bは、デジタル放送の標準方式第22条の11第1項の周波数帯 幅とする。

3、4 (略)

○放送普及基本計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)	(传練部分は 改正部分)
参	原 紫
第1	第1
1 放送を国民に最大限に普及させるための指針	1 放送を国民に最大限に普及させるための指針
$(1) \sim (2)$ (略)	$(1) \sim (2)$ (略)
(3) 地上系による受託国内放送 (移動受信用地上放送) の普及	(3) 地上系による受託国内放送 (移動受信用地上放送) の普及
地上系による受託国内放送 (移動受信用地上放送) のうち、	地上系による受託国内放送(移動受信用地上放送)のうち、一般
207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して一般放送事業者が行う	放送事業者が行うマルチメディア放送(207.5MHz から222
マルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信で	MHz までの周波数を使用して行うものに限る。) については、全国
<u>きること。</u> また、受信設備の普及に配慮すること。	各主要地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普
	及に配慮すること。
$\underline{(4)} \sim \underline{(6)}$ (略)	<u>(4)</u> ~ <u>(6)</u> (略)
第2	第2
1・2 (略)	1・2 (略)
3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送	3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送
対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数	対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数
の目標	の目標

- (1) (2) (略)
- (3) 移動受信用地上放送 (207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用す <mark>る</mark>デジタル放送)

放送の区	<u>区分</u>	放送対象 地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
一般放送事業者 が委託により行	<u>マルチ</u> メディア	全国	当該放送に係る技 術等を考慮して定
かせる放送	<u>ががれた</u> <u>放送</u>	<u> </u>	める数

- の目標
- (1) · (2) (略)
- (3) 移動受信用地上放送 (デジタル放送)

放送の区分	<u>放送対</u> 象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
一般放送事業者	<u>チ</u>	当該放送に係る技
が委託により行 メデ	<u>ィア</u> 全国	術等を考慮して定
かせる放送 放送		める数

二〇七・五凪以上二二三凪以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 修正案

参	原
四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保する	四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保する
ための技術の導入に関する事項	ための技術の導入に関する事項
当該特定基地局を配置し、開設する者は、当該特定基地局のすべ	当該特定基地局を配置し、開設する者は、当該特定基地局のすべ
てにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数	てにおいて、同一の放送番組を同一周波数の電波で送信しなければ
の電波で送信しなければならない。	なひなこ。
別表第一 開設計画に記載すべき事項	別表第一 開設計画に記載すべき事項
六 電波の能率的な利用の確保に関する事項	六 電波の能率的な利用の確保に関する事項
当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一	当該特定基地局のすべてにおいて、同一の放送番組を同一周波数
の放送番組を同一周波数の電波で送信するための計画その他の電波	の電波で送信するための計画その他の電波の能率的な利用を確保す
の能率的な利用を確保するための計画	るための計画